

薬生安発 1128 第 2 号  
平成 29 年 11 月 28 日

公益社団法人 日本診療放射線技師会 会長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課長  
( 公 印 省 略 )

ガドリニウム造影剤の「使用上の注意」の改訂の周知について（依頼）

平素より医薬品の適正使用、安全対策にご協力いただき誠にありがとうございます。  
平成 29 年 11 月 9 日に開催された平成 29 年度第 8 回薬事・食品衛生審議会薬事分科会医薬品等安全対策部会安全対策調査会において、ガドリニウム造影剤に係る添付文書の「使用上の注意」の内容を検討し、改訂することが適切と判断されたことから、本日、別添 1 のとおり、日本製薬団体連合会安全性委員会委員長宛てにその改訂を指示しました。

ガドリニウム造影剤は、別添 2 のとおり、その構造から線状型と環状型に区分されますが、平成 26 年以降、動物実験及び人での使用経験から脳組織にガドリニウムが残存すること、環状型より線状型が残存しやすいことが文献等にて報告されています。ガドリニウムの脳組織への残存に伴う具体的な臨床症状の発現に関する副作用は報告されておりませんが、残存による潜在的なリスクの懸念も否定できないことから、予防的措置として、次の事項を添付文書の「使用上の注意」で注意喚起することとしました。

- (1) ガドリニウム造影剤を用いた検査の必要性を慎重に判断すること
- (2) 環状型を第一選択とし、線状型は環状型の使用が適切でない場合に投与すること（ただし、肝造影に用いるガドキセト酸ナトリウムは除く。）

つきましては、貴会会員に対し、今回の使用上の注意の改訂内容について周知いただくとともに、これらの注意喚起に基づく適正使用にご協力を願いいたします。

29858



別紙2

729 その他の診断用薬

【医薬品名】ガドキセト酸ナトリウム  
ガドテリドール  
ガドテル酸メグルミン  
ガドブトロール

【措置内容】以下のように使用上の注意を改めること。

【効能・効果に関する使用上の注意】の項を新たに設け

「ガドリニウム造影剤を複数回投与した患者において、非造影T1強調MR画像上、小脳歯状核、淡蒼球等に高信号が認められたとの報告や脳の剖検組織からガドリニウムが検出されたとの報告があるので、ガドリニウム造影剤を用いた検査の必要性を慎重に判断すること。」

を追記する。

別紙3

729 その他の診断用薬

【医薬品名】ガドジアミド水和物  
ガドベンテト酸メグルミン

【措置内容】以下のように使用上の注意を改めること。

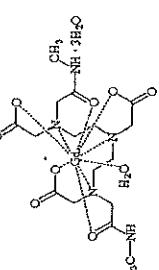
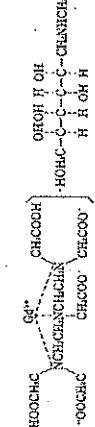
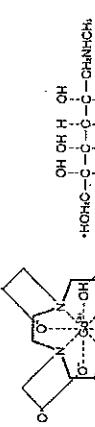
〔効能・効果に関する使用上の注意〕の項を新たに設け

「ガドリニウム造影剤を複数回投与した患者において、非造影T1強調MR画像上、小脳歯状核、淡蒼球等に高信号が認められたとの報告や脳の剖検組織からガドリニウムが検出されたとの報告があるので、ガドリニウム造影剤を用いた検査の必要性を慎重に判断すること。」

「本剤を含む線状型ガドリニウム造影剤は、環状型ガドリニウム造影剤より脳にガドリニウムが多く残存するとの報告があるので、本剤は環状型ガドリニウム造影剤の使用が適切でない場合に投与すること。」

を追記する。

## 国内で製造販売されているガドリニウム造影剤

類型	一般名	効能・効果	化学構造
線状型	ガドジアミド水和物	磁気共鳴コンピューター断層撮影における下記造影 脳・脊髄造影 軀幹部・四肢造影	
線状型	ガドベンテト酸メグルミン	磁気共鳴コンピューター断層撮影における下記造影 脳・脊髄造影 軀幹部・四肢造影	
線状型／ 肝造影	ガドキセト酸ナトリウム	磁気共鳴コンピューター断層撮影における肝腫瘍の 造影	
環状型	ガドリドール	磁気共鳴コンピューター断層撮影における下記造影 脳・脊髄造影 軀幹部・四肢造影	
環状型	ガドテル酸メグルミン	磁気共鳴コンピューター断層撮影における下記造影 脳・脊髄造影 軀幹部・四肢造影	
	ガドブトロール	磁気共鳴コンピューター断層撮影における下記造影 脳・脊髄造影 軀幹部・四肢造影	

及び強調表示